

第14回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年3月27日（金） 11時25分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告
- 3 各局発言
- 4 本部長指示
- 5 閉会

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 3月26日12時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
中国	81,285	3,287
イタリア	74,386	7,503
米国	65,285	1,031
スペイン	49,515	3,647
ドイツ	37,323	206
イラン	27,017	2,077
フランス	25,233	1,331
スイス	9,765	103
英国	9,529	422
韓国	9,241	131
その他	77,130	1,425
合計	465,709	21,163

※ 189の国・地域で確認されている。

○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 3月26日12時時点）

都道府県名	感染者数	死亡者数
東京都	201	5
北海道	166	7
愛知県	144	18
大阪府	129	2
兵庫県	87	6
神奈川県	77	4
埼玉県	53	1
千葉県	51	0
京都府	27	0
新潟県	24	0
その他	160	2
合計	1,119	45

※チャーター便帰国者11名、空港検疫10名、無症状病原体保有者144名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○ 都の発生状況 259名（3月26日21時45分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・ 海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・ 都内在住者 256名（うち死亡者5名）

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
 - 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
 - 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
 - 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
 - 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 2月5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 2月6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
 - 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
 - 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
 - 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
 - 3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 3月2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
 - 3月5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 3月9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
 - 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
 - 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
 - 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
 - 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
 - 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
-
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
- 1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
- 1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
- 1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
- 1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 3日 第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 7日 第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月17日 第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月21日 第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 3日 第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月12日 第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・1都4県知事共同メッセージの発信

令和2年 3月27日

福祉保健局

新型コロナウイルス病原体検査 実施状況

(東京都健康安全研究センター実施分・民間検査機関委託分の合計)

(令和2年1月24日～3月25日 速報値)

<検査実績>

(件)

検査実施数 (検体数)	都内発生分			陰性 確認	その他 チャーター機帰国者 ・クルーズ船乗客等
	疑い例 検査	接触者 調査			
3,634	2,860	1,996	495	369	774

(注) 1 同一の対象者について複数の検体を検査する場合あり

2 陰性確認とは、検査陽性となった患者等について、症状改善後にウイルスの保有状態が継続しているかどうかを確認するための検査。検査陽性となり入院した患者は、一定間隔を置いて2回連続で陰性となった場合に退院が可能となる。

<検査陽性者の状況等> (都内発生分)

(人)

検査 実施人数	陽性者数 (累計)	入院中			死亡	退院
			軽症・ 中等症	重症		
2,182	259	223	208	15	5	31

(注) 都内において疑い例又は患者の濃厚接触者として検査を行ったものについて掲載
(陰性確認、チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない。)

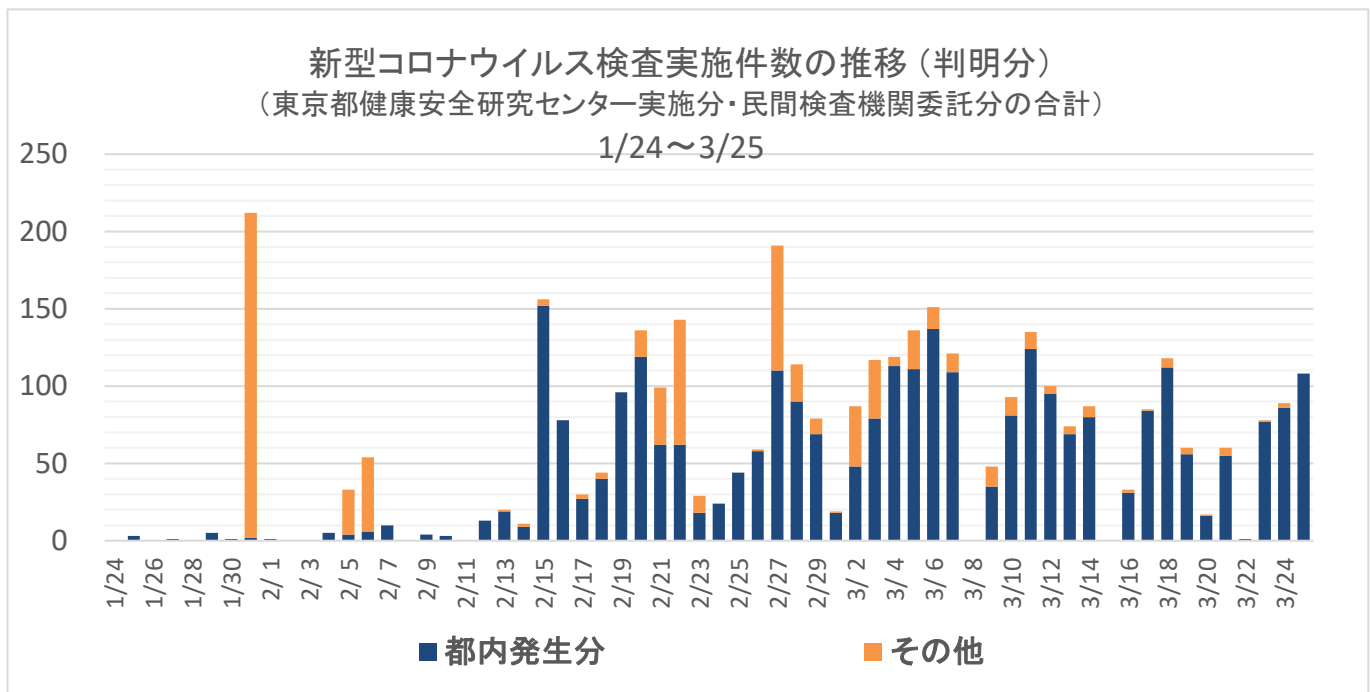
(注) 陽性者数は3月26日時点

新型コロナウイルス病原体検査 実施日別状況

<速報値>

判明日	曜	検査実施数	
		都内発生分	その他
1/24	金	0	0
1/25	土	3	0
1/26	日	0	0
1/27	月	1	0
1/28	火	0	0
1/29	水	5	0
1/30	木	1	0
1/31	金	212	210
2/ 1	土	1	0
2/ 2	日	0	0
2/ 3	月	0	0
2/ 4	火	5	0
2/ 5	水	33	29
2/ 6	木	54	48
2/ 7	金	10	0
2/ 8	土	0	0
2/ 9	日	4	0
2/10	月	3	0
2/11	火	0	0
2/12	水	13	0
2/13	木	20	1
2/14	金	11	2
2/15	土	156	4
2/16	日	78	0
2/17	月	30	3
2/18	火	44	4
2/19	水	96	0
2/20	木	136	17
2/21	金	99	37
2/22	土	143	81
2/23	日	29	11

判明日	曜	検査実施数	
		都内発生分	その他
2/24	月	24	0
2/25	火	44	0
2/26	水	59	1
2/27	木	191	81
2/28	金	114	24
2/29	土	79	10
3/ 1	日	19	1
3/ 2	月	87	39
3/ 3	火	117	38
3/ 4	水	119	6
3/ 5	木	136	25
3/ 6	金	151	14
3/ 7	土	121	12
3/ 8	日	0	0
3/ 9	月	48	13
3/10	火	93	12
3/11	水	135	11
3/12	木	100	5
3/13	金	74	5
3/14	土	87	7
3/15	日	0	0
3/16	月	33	2
3/17	火	85	1
3/18	水	118	6
3/19	木	60	4
3/20	金	17	1
3/21	土	60	5
3/22	日	1	0
3/23	月	78	1
3/24	火	89	3
3/25	水	108	0
(累計)		3,634	774



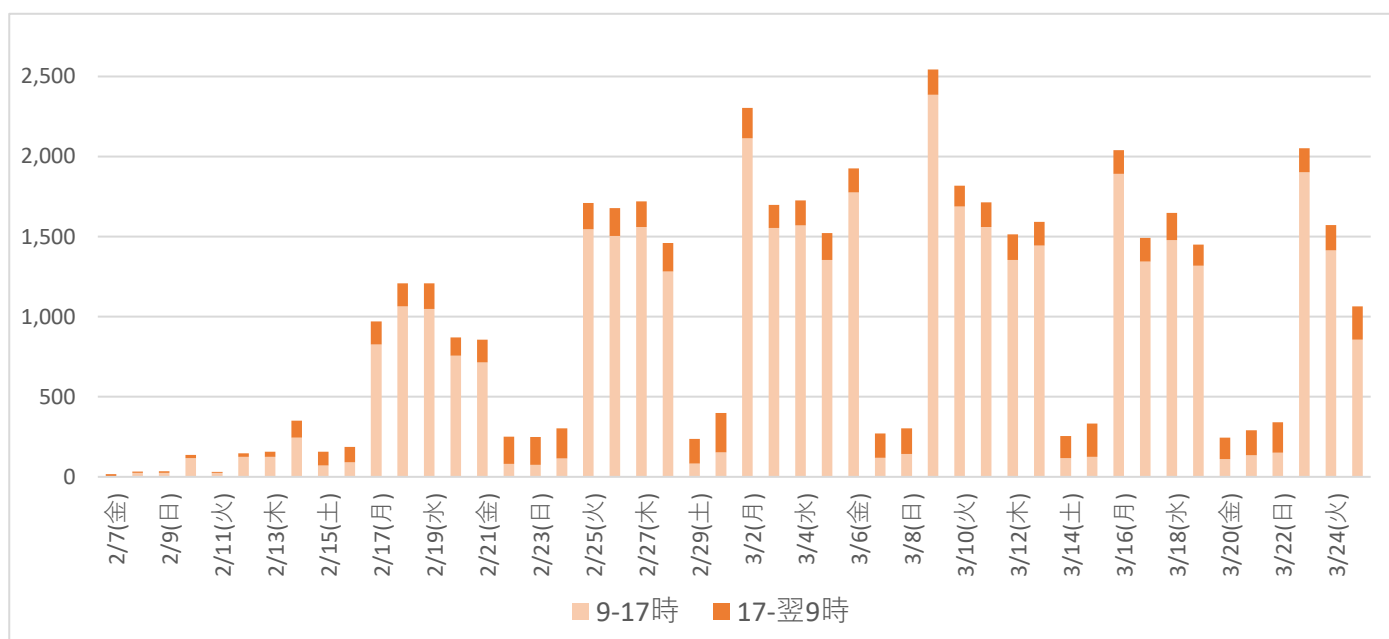
新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）の 受付状況について

1 開設日時及び受付時間・設置機関

令和2年2月7日（金）午後5時 開設

受付時間	設置機関
平日：日中 各保健所の開所時間による（概ね午前9時～午後5時）	各保健所の相談センター
平日：午後5時～翌午前9時 土日祝日：終日	都・特別区・八王子市・町田市 合同電話相談センター

2 相談対応件数（日別）



*2/7のみ午後5時～翌午前9時の対応

3 相談対応件数（累計）

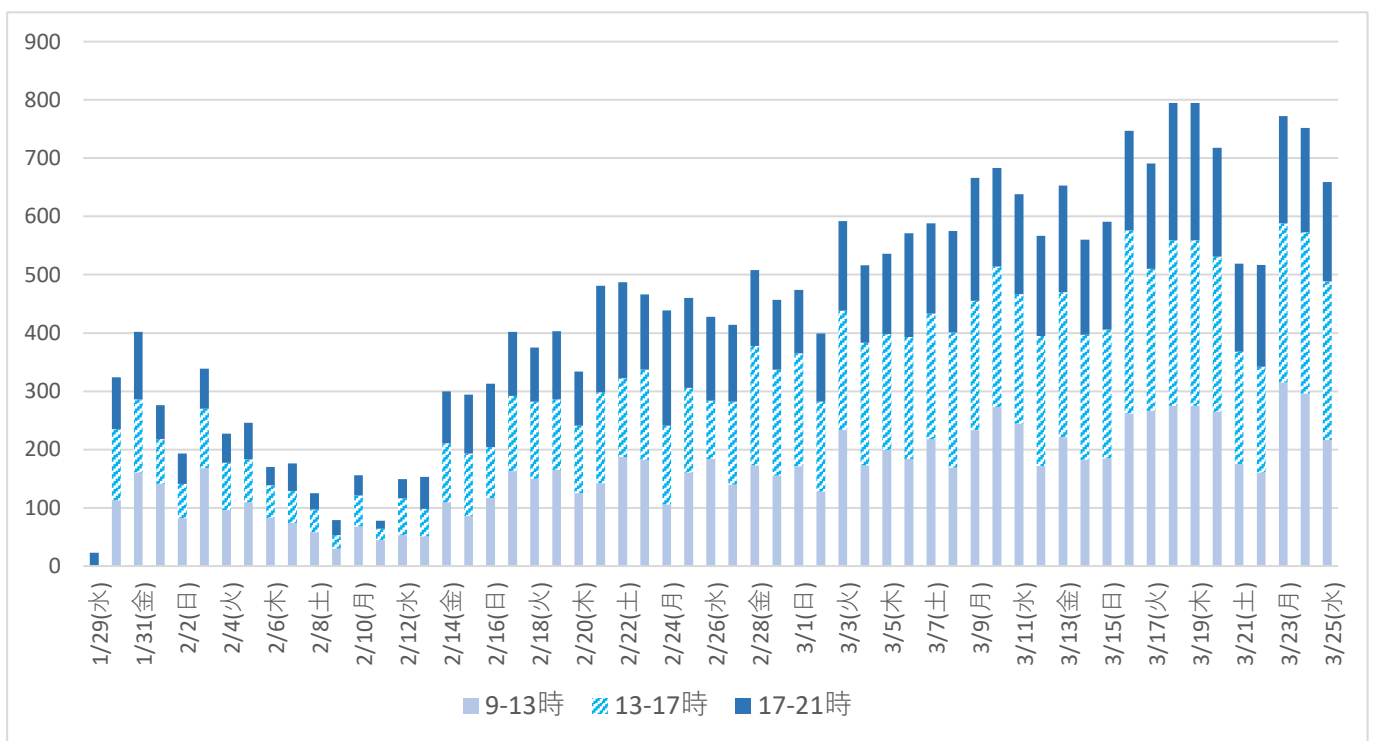
9-17時	39,565
17-翌9時	6,525
計	46,090

新型コロナコールセンター（新型コロナウイルス感染症に関する 電話相談窓口）の受付状況について

1 開設日時及び受付時間

令和2年1月29日（水）午後6時 開設
受付時間：午前9時から午後9時まで（土、日、祝日含む）

2 相談対応件数（日別）



*1/29 のみ午後5時～午後9時の対応 *2/28 より回線増加、多言語対応等を実施
*3/12 より回線増加

3 相談対応件数（累計）

9-13時	9,210
13-17時	8,950
17-21時	7,159
計	25,319

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等 3 団体へマスク 15 万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク 20 万枚を提供
- ・ イベント主催者に対して、4月12日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・ 区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4月12日までの間、方針を継続
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載（3月24日現在）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3月3日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3月12日）

(主税局)

- ・ 国が所得税の申告納付期限（現行3月16日）を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行3月16日）を4月16日まで延長
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事メッセージなどを、SNS、CM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
- ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
- ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
- ・ 広報東京都3月号1面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
- ・ LINE で、新型コロナウイルス感染症に関する Q&A をわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
- ・ 3月13日～15日に、新聞主要6紙に相談フロー図、知事メッセージを掲載
- ・ 広報東京都4月号1面・2面で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載予定

- ・ 消費者に向けて、マスクやトイレトペーパーに加え、食料品に関しても買い占めを行わないよう、ホームページや SNS で発信

(オリンピック・パラリンピック準備局)

- ・ 東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈

(都市整備局)

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け

(住宅政策本部)

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

(福祉保健局)

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計 80,350 着提供）
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・ 国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
- ・ 地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
- ・ 神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
- ・ 全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
- ・ 都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 1 1 万枚を提供

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3月31日まで夜間延長）
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請
（東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本 IT 団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請）
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）
- ・ 各種支援策については、別紙のとおり

(建設局)

- ・ 都立公園などにおける取組みの実施

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズBizの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布

(交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズBizの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

(水道局・下水道局)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

(教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・ 都立高校入学者選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知
- ・ 都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
- ・ 保護者向けメッセージの作成及び周知

(東京消防庁)

- ・ 各種行事の中止や縮小を決定
- ・ 各種救命講習等の休止
- ・ 各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）の一部休止

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹸の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

都庁における新型コロナウイルス感染症への対応について (テレワークの強化及び外出自粛の徹底について)

【取組内容】

- 原則テレワーク勤務化の実施
 - ・ 本庁職員を二部制とし、全員が毎日テレワークを実施
 - 終日又は午前・午後のいずれかの形態によるテレワークの実施
 - ※ 午前出勤者については、引き続きオフピーク通勤を実施
 - ※ 出先事業所については、職場の実情に応じ、更なる取組強化
 - ※ 新型コロナウイルス感染症対策業務、東京 2020 大会関連業務等に従事する職員を除く
- 不要不急の外出自粛の徹底
 - ・ 夜間及び休日における不要不急の外出の自粛を徹底
 - ・ 引継準備等のために休日に職場に来ることは差し控える
 - ・ 4月人事異動に伴う庁内外の挨拶まわりは差し控える
- 帰国者の外出自粛
 - ・ 海外からの帰国者は、帰国から 1 4 日間は外出を自粛
 - ・ この間は、テレワークや自宅勤務を活用

【取組期間】

4月 12 日までを目途に実施

新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望

令和2年3月26日

東京都

国への緊急要望

東京都

中国から端を発した新型コロナウイルスは、今はヨーロッパや北米をはじめ世界中で猛威を振るっており、日本でも全体では持ちこたえているものの、東京はじめ都市部を中心として、危機的な状況が表面化している。

これを放置した場合、ヨーロッパなどで顕在化している都市封鎖(ロックダウン)まで懸念されており、今が今後を左右する重大局面である。

そのため、国、地方、国民など、総力を結集して、この国難を乗り切る必要があり、日本の首都であり、その影響が顕著に顕われる東京都として、直ちに取り組むべき以下の事項について、国に緊急要望する。

1 新型コロナウイルスに関する水際対策の徹底・強化

中国では、一旦収束しかけた感染者の動向が、海外在留者の帰国により、増加に転じた経緯がある。

今後、数多くの海外の在留邦人の帰国が想定されており、感染拡大を抑制するとともに、絶対起こしてはならないロックダウンに備えるためにも、空港や物流拠点等における検疫・入国管理体制の強化など水際対策に万全を期すこと。

2 感染症法の規定を踏まえた軽症者対応基準の明確化

欧州で起きているオーバーシュート、それに伴う地域の医療体制が受けるであろう医療崩壊などの深刻な影響を防ぐため、重症患者を優先する医療体制の構築を掲げたことは評価する。

しかし、現在はまん延防止の観点から、入院治療の必要のない無症状者も含めて、感染症法の規定に基づく入院の対象とされており、軽症患者・無症状者の運用上の取扱いとして、自宅や宿泊施設での療養を可能とすること。

3 感染拡大を防止する一時滞在施設の確保

軽症患者等であっても、高齢者や基礎疾患のある同居親族への家庭内感染リスクを下げるためには、自宅療養だけでなく、宿泊施設等の一時滞在施設での療養が有効な方策となる。

特に、東京は、都民だけでなく、海外や全国から多くの人が訪れる都市の特性がある。

都としても都民が利用する施設確保に最大限協力する。

国においても、武漢からの帰国邦人への対応の際と同様に、国立の宿泊可能施設を提供するなど、都内での一時滞在施設の確保に最大限努力すること。

4 陽性患者発生時の学校閉鎖基準等の明確化

学校の一斉休校要請措置からの春休み以降の再開に向けて、大学および小中高校向けのガイドラインを早期に示したことは評価する。

しかし、万が一、学校内で陽性患者が発生した場合における、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖等の基準は示されていない。

そのため、科学的・疫学的根拠に基づく、今回の新型コロナウイルス対応した学校における閉校判断基準など、危機管理体制のあり方について早期に指針を示すこと。

5 国が全力で取り組むべき新型感染症・緊急経済対策

今回の「国難」ともいえる新型コロナウイルス感染症は、国民の命や健康だけでなく、経済、消費行動、人や物の流れ、先行きの見えない心理的不安など、東京や日本の隅々にまで深刻な影響をもたらしている。

こうした国家の重大事に責任を果たすべき政府として、あらゆる手段を総動員した新型コロナウイルス感染症対策と、本来の日本の国力にまで押し上げ、回復軌道を見い出す経済対策にしっかりと取り組むこと。

6 共同戦線で取り組む全自治体への大胆な財政措置

現下の危機的状況を乗り切るためには、国はもとより、地方、産業・企業、大学・学校、地域・民間団体、国民などオールジャパンの総力を結集して取り組む必要がある。

そのため、地方自治体の財政負担に対しては、従来の特別交付税による対応だけでなく、東日本大震災における特例的な対応などを参考に、全ての地方自治体の負担に対し、大胆な財政措置を講じること。

7 感染爆発重大局面における国の対応方策の検討

感染者数が急増しており、感染源が不明な患者の割合が多いこと、院内感染も発生している状況などについて、まず、国に対して迅速に情報提供を行う。

それを踏まえ、国においても、早期に今後の対応方策について、新型インフルエンザ特別措置法の運用方法を含め検討し、その結果を都に速やかに情報提供すること。

《 知事共同メッセージ 》

新型コロナウイルス感染症は、今、世界各地で猛威を振るっています。我が国の感染状況は引き続き持ちこたえておりますが、都市部を中心として、感染源の分からない、あるいは、海外から帰国された感染者が増えており、感染が拡大傾向にあります。

私たちもこれまで感染拡大を防止するため、様々な対策を幅広く講じてきました。今後、感染者の爆発的な増加やロックダウン（都市封鎖）などの最悪の事態を回避するため、私たちは連携し、断固たる決意を持って対策を進めてまいります。

同時に、この難局を乗り切るためには、住民の皆様や企業の皆様のご協力が何よりも重要となります。皆様一人ひとりにも、それぞれの都県から要請されている次の点にご理解・ご協力をいただき、1日も早くこの事態を共に終息させましょう。

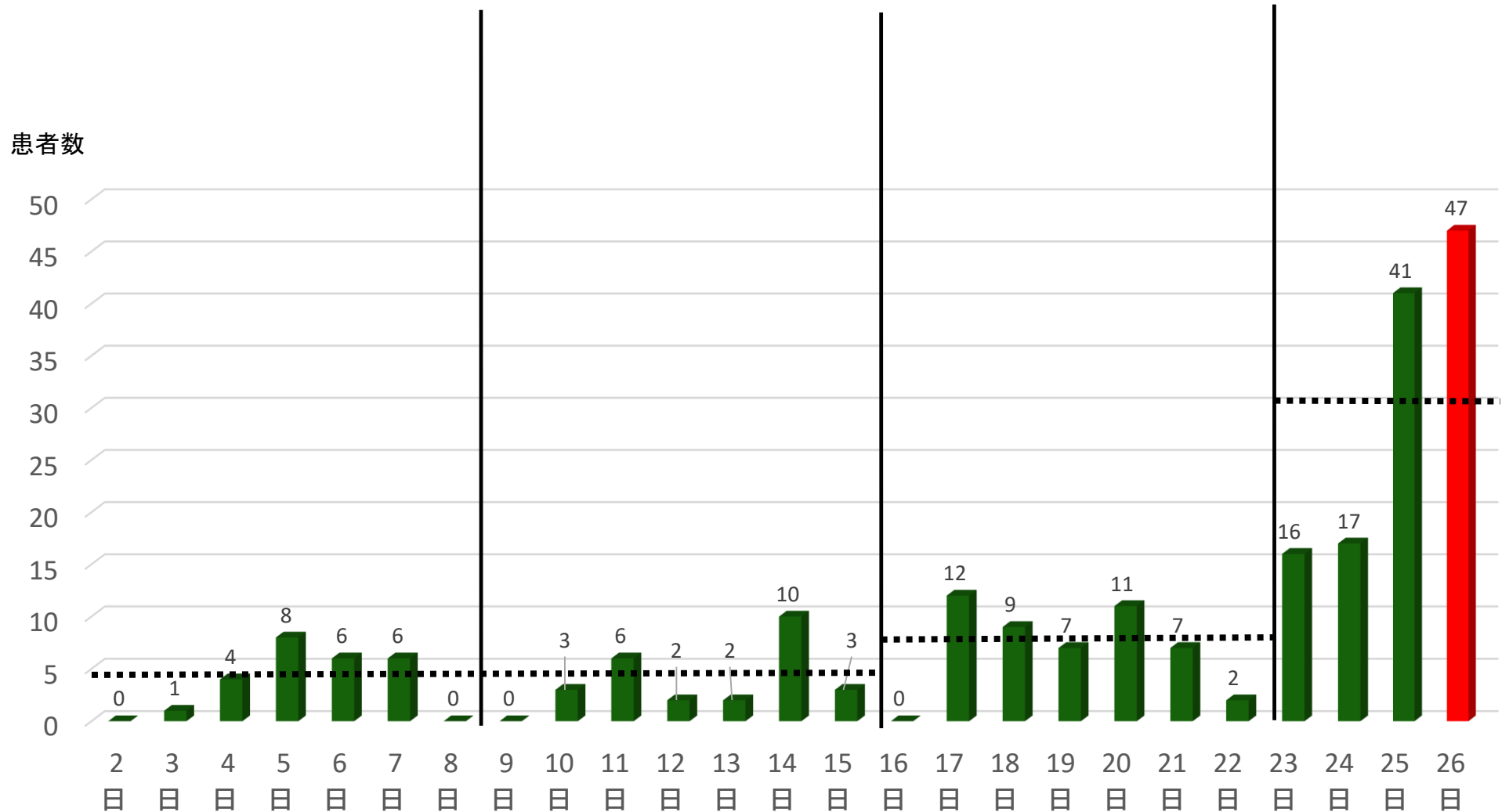
- 「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話」の条件が重なる場所を避けるための行動
- 特に感染の発見が難しい若年層の皆様の慎重な行動
- 人混みへの不要不急の外出自粛
- イベントなどの自粛
- テレワーク、時差通勤、在宅勤務などの実施

埼玉県知事 大野元裕 千葉県知事 森田健作

東京都知事 小池百合子 神奈川県知事 黒岩祐治

山梨県知事 長崎幸太郎

都内陽性患者発生数の推移



感染爆発 「重大局面」

「NO!! 3密」の行動を
イベントへの参加自粛
仕事はテレワーク、夜間外出も控えて
週末、不要不急の外出は控えて

(3月25日 緊急記者会見より)

都立施設における対応

全ての動物園、水族園、庭園などを休園

都立公園内運動施設、バーベキュー広場、ドッグラン等使用中止

(3月28日から4月12日まで)

本日から当面の間、全ての都立公園でのお花見について自粛

若い世代に慎重な行動をお願い

若者向けビデオメッセージの発信

(3月26日～)

各大学における取組のお願い

【都立大学の取組事例】

GW終了までの休講、サークル活動の自粛要請、
キャンパスへの立入禁止、
留学生・入学生の東京への転入自粛要請 等)

➤ **重症化しやすい方々への感染を防ぐ**

矢継ぎ早に講じた対策

国への緊急要望

(検疫・入国管理体制強化、一時滞在施設の確保 等)

1 都4県知事によるテレビ会議

➤ 知事共同メッセージを発信

(いずれも3月26日)

都民の皆様へのお願い

命を守るために、**危機感**の共有を

お一人お一人が、**感染拡大**を防ぐ
ための行動を

➤ **引き続きのご理解・ご協力を**

職員の皆さんへ

さらなる**テレワーク**、**時差出勤**の徹底
など、**感染拡大防止のための行動を**

心身の**健康**に留意しつつ、**全庁一丸**と
なって乗り越えていきましょう

「第 14 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 2 年 3 月 27 日（金） 11 時 25 分

都庁第一本庁舎 7 階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは、只今より、「第 14 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を実施いたします。現在の発生状況です。主な国・地域ごとの発生状況については、昨日 12 時の時点でこの表のようなかたちになっております。スペイン等につきましては、表では 3600 とありますが、現在は最新では 4000 を超える数が出ているという状況にあります。その下、国内の発生状況につきましては、同じく昨日 12 時の時点でこのような数になっているところです。その下、都の発生状況です。現在 259 名、昨日 21 時 45 分の時点で 259 名という数になっております。

国の動きです。ページの一番下の欄、3 月 26 日、昨日、第 9 回の専門家会議が行われたのちに、新型コロナウイルス感染症対策本部が特別措置法に基づく形で設置されました。昨日の夕刻、新型コロナウイルス感染症対策本部会議が実施されております。

都の動きになりますが、同じく 3 月 26 日、昨日付けをもちまして、特措法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。その下、都の対応のところになりますが、内閣総理大臣宛の緊急要望を実施し、そして 1 都 4 県知事共同メッセージを発信したところです。現在の状況につきまして、福祉保健局長からお願いします。

【福祉保健局】

福祉保健局でございます。まず、検査の実施状況でございます。中身はご覧の通りでございますが、皆様方にご案内した通り、昨日、一昨日と 40 件を超える陽性患者が出ております。私共、福祉保健局といたしましては、各保健所と連携をいたしまして、その実態の解明と、特に病院等での院内感染の可能性が極めて高い案件も出ております。その封じ込めに向けまして、一丸となって対応

しております。是非とも各局の応援もまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

受診相談窓口の受付状況でございます。次のコールセンターの電話相談窓口の部分でございますが、いずれも実績的には減りつつあります。これはかかりつけ医の先生方に、実際に通常の患者さんの相談を受けてもらうこのルートを解析いたしました。このほうに随時相談を受けていただいていることから、結果的に受診相談窓口の件数がやや減ってきているのかなという状況でございます。ここも都の医師会と一体となって都民の皆さまの不安の解消、また適切な医療に繋げる道しるべとなるように取り組んでおりますので、是非ともご理解ご協力いただければと思ひます。以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。それでは各局の対応の資料のところをご覧ください。各局の対応、下線部のところがこれまで新たに実施をした内容になります。建設局長から取り決めをお願いいたします。

【建設局】

建設局でございます。ひとつには、これはすでに昨日報道発表させていただいているところではありますが、明日から全庭園、動物園、植物園等につきましては、4月12日までの臨時休園をいたします。加えまして、お花見についてでございます。これにつきまして、本日から当面の間、すべての都立公園における、花見につきましてもお控えくださいますよう重ねてのご協力お願いをしております。また、なお、上野などの主要公園につきましては、園路の一部通行止めを実施してまいります。私からは以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。教育長からお願いいたします。

【教育庁】

教育庁でございます。昨日ですが、都立学校における新学期に向けた都立学校版の感染症予防ガイドラインを作成し、都立学校に通知をいたしました。併せまして区市町村教育委員会に対しても送付を行いました。このガイドラインの送付にあたりましては、昨日、それから一昨日の都内感染者の発生状況を受けまして、再開準備としつつも、いつ何時オーバーシュートが発生しかねない感染爆発重大局面にございますことから、今後の状況によっては一部または全部の学校での再度の臨時休業措置もあり得るとの点を申し添えて伝えているところでございます。また併せまして、子供たちの命と健康を守り、新学期を安全安心に迎えるためには春休み中の過ごしかがポイントとなってまいります。このため、保護者、ご家族にも協力を求めるということでメッセージを都教委として新たに作成をしまして、周知いたしましたところでございます。報告は以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。テレワークの強化等につきまして、総務局長よりお願いします。

【総務局】

総務局でございます。都庁におけるテレワークの強化等につきまして私のほうからご報告をさせていただきます。まずテレワークの強化についてでございますが、これまでの週4回という形から、本庁職員については原則としてテレワークの勤務ということにいたします。本庁職員を二部制といたしまして、全員が毎日テレワークを実施する形になります。終日又は午前や午後の半日単位のいずれかの形態で、テレワークを実施することといたします。午後にテレワークを行うこととなる方で午前の出勤者については、引き続きオフピーク通勤を実施していただきたいと思っております。また、出先事業所については、週1回を目安に自宅勤務を行っているところでございますが、職場の実情等に応じまして、更なる取組強化を各局において図っていただきたいと思っております。なお、新型コロナウイルスにかかる感染症対策業務を行っている部署、あるいは東京2020大会関連業務に従事する職員等については例外として取り除かせていただきます。時間のない中で大変申し訳ないのですが、来週の月曜日からの実施に向けて各局とも準備に入っていただきたいというふうに思います。

次に、不要不急の外出自粛の徹底についてでございますが、都民に対して様々なお願いをしてい

るところでございますので、職員といたしましても夜間及び休日の外出自粛を徹底するとともに、4月1日を控えまして引継ぎ準備等のために休日に職場に来ることを考えていらっしゃる方もおられると思いますが、これについても自粛をしていただきたいと思います。また、4月の人事異動に伴う庁内外の挨拶まわりについても差し控えていただきたいと思います。

さらに、海外からの帰国者の外出自粛につきましては、帰国から14日間は外出を自粛し、その間は、テレワークや自宅勤務を活用していただきたいと思います。

これらの取組については、4月12日までを目途に実施をまいります。

次に、資料にはございませんが、一時滞在施設の確保についてでございますが、軽症患者等であっても高齢者や基礎疾患のある同居親族への家庭内感染リスクを下げるためには、自宅療養だけでなく、宿泊施設等の一時滞在施設での療養が有効な方法とされております。国においては国立の宿泊可能施設を提供してもらうよう要望したところでございますが、都においても1千室規模の一時滞在施設を確保するため、現在、福祉保健局、産業労働局とも連携しながら対応しております。今後各局についてもご協力をお願いいたします。私からは以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望ということで知事の方から国へ要望した資料になります。全部で7項目の要望事項がございます。後ほどご参照いただければと思います。1都4県の知事によります共同のメッセージを一枚お付けしております。このような内容で共同メッセージを発信しております。これも後ほどご参照していただければと思います。各局それぞれほかに発言のある局はございますか。よろしいですか。それでは本部長からご発言をお願いいたします。

【知事】（祝詞添付済）

改めまして皆様ご苦労さまでございます。

今、危機管理監からも報告がございましたように、昨日、国において新型インフルエンザ等対策特

別措置法に基づいた「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置されたところであります。それを受けて都といたしましても、同日、直ちに、特別措置法に基づく「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げました。

これによって、全国的かつ急速な蔓延などの要件がそろった場合には、国が緊急事態宣言を発する。その時には、特措法に定める住民への外出自粛要請や施設の使用・イベントの制限など複数の措置の中から状況に応じまして必要な措置を講じることができるようになります。

これまでも自粛の要請などは行ってはおりますが、法に基づいた強固な要請・指示が可能となります。

今スライドに出ておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染者は、23日からこれまでにない増加傾向になっております。昨日には47人の感染となっております。大きな数が出ております。これは、まさに、感染者が爆発的に増加する、オーバーシュートを生じるか否かの重大な岐路にあると考えます。

25日の夜、緊急に行いました記者会見でも、都内においては「感染爆発重大局面」といった一段高い危機管理が必要なフェーズに入っております。

ところが、まだ、一人ひとりの都民の皆さんが危機意識を高める感染の拡大防止に取り組む必要があります。また、それに取り組んでいただくと感染爆発を抑止できる、今ぎりぎりの局面にあると考えます。

今なすべきことですが、4月12日までの今後3週間、これは3月23日の対策会議で出した日付ですが、4月12日までの今後3週間、感染リスクが高まる3つの密、密集、密閉、密接、この3つの密を避けること、ライブハウスやスポーツジムなどの施設の利用や、イベントの自粛について引き続き取り組んでいただくことといたします。従いまして、来週以降も引き続き平日での在宅勤務や夜間の外出自粛、週末におけます不要不急の外出を控えていただきたい。ただし、スーパーや薬局などに食料品や医薬品を買いに行くことや、病院に通うなどを制限するものではないということを改めて申し上げておきます。食品などを過剰に購入されるなど報道されておりますが、必要な量の購入にとどめていただくなど、都民の皆様方には冷静な行動をお願いした

く存じます。

都民の皆様には、ご自身や大切な人の命を守るために欠かせない措置であることをご理解いただきたい。ぜひともご協力をいただけますよう、改めてお願い申し上げます。

それから、今、報告がありましたように、都の施設におきましても、明日から4月12日までの間、上野動物園に加えまして、他の全ての動物園、水族園、庭園などを休園といたします。併せまして、都立公園内にあります運動施設であるとか、バーベキュー広場、ドッグランなどの施設につきましても、使用を中止いたします。さらに、本日から当面の間、全ての都立公園におけますお花見もお控え下さいますよう、ご協力をお願いいたします。

また、感染拡大を防ぐためには、感染しても症状が出ないなど、自分で気がつかないけれどもウイルスを拡散させかねない、特に若い世代の慎重な行動が求められているところであります。慎重な行動をお願いするための動画の配信を開始しております。

加えて、都立大学では、5月のゴールデンウィーク終了まで休講といたします。そしてサークル活動についても自粛を要請し、キャンパスへの立入禁止、留学生・入学生の東京への転入の自粛要請といった取組を行っておりまして、他の大学におきましても、様々にこのような形を参考にしつつ、様々にご尽力・ご協力いただいているところであります。

このような取組を通じまして、若い世代から、高齢者や基礎疾患のある方など、重症化しやすい方々への感染を防いでまいります。

そして国に対しましては、昨日、検疫・入国管理体制の強化や、感染者の一時滞在施設の確保などについて、直接総理に対しまして、また西村担当大臣、この両名に対しまして緊急要望を行ったところでございます。

それから昨日、先ほど報告もございましたが、1都4県、埼玉県、神奈川県、千葉県、山梨県といった隣接する県の知事とテレビ会議を行い、感染者の爆発的な増加やロックダウン（都市封鎖）などの最悪の事態を回避するため連携して対策を進めることをお互いに確認をしたところであります。そして3つの密を避ける「知事共同メッセージ」を発信いたしまして、連携をさらに強化してまいります。

万が一にも、感染者の爆発的増加がこの後、起こってしまえば、東京の医療体制に過剰な負荷がかかり、都民の皆様への命に重大な危機が生じることになります。こうした危機感を、庁内はもとより、都民の皆様にも十分に認識していただきたい。そして、一人ひとりに、感染拡大を防ぐための行動を確実に取っていただくことが、極めて重要であります。

都民の皆様には、長期にわたってご不便をおかけしておりますけれども、引き続きのご理解・ご協力を、お願いを申し上げます。

職員の皆さんには、連日、対策に力を尽くしていただいております、心から感謝いたします。引き続き、具体の対策に全力を挙げていただくとともに、隗より始めよで、都庁においても、テレワークや時差出勤をさらに徹底するなど、感染拡大の防止のための行動を、率先して取っていただきたいと存じます。

また、皆さんの心身の健康が、そのため、何より重要でございます。十分に留意していただき、この重大な局面を、皆さんと共に何としても乗り越えていく決意でございますので、引き続き頑張ってください。よろしく願いいたします。

【危機管理監】

ありがとうございました。各局等とも引き続きよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、「第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を終了します。